

第6章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の見解

「彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事 環境影響評価調査計画書」
(令和2年9月、オリックス資源循環株式会社) に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 事業計画について

- ア 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。
- イ 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- ウ 排ガス処理設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入について検討すること。
- エ 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 大気質

- ア 取り扱いが予想される特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等について、調査、予測及び評価を行うこと。
- イ 施設の規模拡大に伴い廃棄物運搬車両の増加率などを把握し、増加による影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水 質

事業地からの排出水に伴う周辺の影響について、工事中の濁水の発生や供用後のクローズドシステムの運用状況等を考慮の上、公共用水域の調査地点を検討すること。

(3) 土 壌

計画地の造成時及び既存施設の建設時に調査した資料等があれば、当該調査結果等を活用の上、調査を実施すること。

(4) 動 物

- ア 昆虫類の調査時期について、雑木林が広がる周辺の状況を考慮すると、冬季活動性の種が生息している可能性に配慮する必要があることから、冬季調査の追加を検討すること。
- イ 調査方法について、直接観察のみではなくトラップ等について検討すること。

（５）廃棄物

処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。

（６）温室効果ガス

施設単体のみならず、廃棄物処理の広域化・集約化の動向を把握し、事業の妥当性を十分検討した上で、本事業に伴う温室効果ガス排出量及び排出削減の状況を定量的に調査、予測、評価すること。